

～勝手にコラム～

# 令和5年度 人事院勧告

青森県教職員組合  
文責：阿部 聡  
【書記次長】

## 「給料ってどうやってきまるの？」



公務員は、団体交渉権や団体行動権に制約があるため、給与決定に直接関わることができないんだ。その代償措置として「人事院」という機関が、民間の給与状況を調査し、同じくらいの水準になるように提示するんだよ。これを「人事院勧告」といって、まずは8月に国家公務員のための勧告。これを受けて、10月に各都道府県の人事委員会が地方公務員のための勧告を出すんだ。青森県も10月6日付けで出されたよ。



民間との給与比較では、国家公務員の場合 3,869 円、ボーナスが 0.09 ヶ月。青森県の場合 3,907 円、ボーナス 0.09 ヶ月。民間を下回る結果が出たそうね。



ということで、今回もベースアップ勧告となったんだけど…アップは若年層中心だし、ベースアップ率も物価上昇率に追いついていない。民間の水準に合わせるといっても、民間自体の賃金もなかなか上がらないんだから、生活が楽になるってほどじゃないんだよね。



え～っ。全員ってわけじゃないんだ。年齢が上の人ほど恩恵なしなあ。私たちの給与って、民間の給与が上がってこそ…なのね。

## 国と青森県の比較表

	国の勧告	県の勧告
初任給	(高卒) 12,000 円引き上げ (大卒) 11,000 円引き上げ	(高卒) 12,000 円引き上げ (大卒) 10,700 円引き上げ
月例給	初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定。 平均改定率：全体 1.1% (1 級 5.2%、2 級 2.8%、3 級 1.0% 4 級 0.4%、5 級以上 0.3%)	人事院勧告の内容に準じ、初任給及び若年層に重点を置いて、給料表を引き上げ。
ボーナス	年 4.50 月分に引き上げ (+0.10 月)	年 4.40 月分に引き上げ (+0.10 月)



ボーナスは、国の4. 50月に対し、県は4. 40月なのね。



先にも話したように、民間との比較になるから、賃金水準が低い所は、勧告も国より低くなるんだよね。青森県は、長年、国より低い状態が続いているんだ。  
(\*資料①) ちなみに昨年度、国より低かったのは8県のみ。



青森県は最低賃金が低いからなあ。「最低賃金引き上げ」の運動も盛り上げなくちゃね。

## ボーナスの支給状況の比較

	国	県
平成30年度	4. 45月	4. 25月
令和元年度	4. 50月	4. 30月
令和2年度	4. 45月	4. 25月
令和3年度	4. 30月	4. 20月
令和4年度	4. 40月	4. 30月
令和5年度	4. 50月	4. 40月



県教組では、今後も県人事委員会に対して、ボーナスを「国基準」まで引き上げることや、「人事評価」のための財源(0. 06ヶ月分)をボーナスから引き去りすることをやめるように要求を続けていきます。



教職員の助け合いの輪

**全教共済**

TEL 017-732-1375

みんなで入ろう総合共済

教職員の身分を守る

**全教自動車保**

提携損保

東京海上日動火災保険株式会社

安心と信頼の代理店 『エミール企画』 TEL 0120-74-1856